

「地域福祉計画」策定の趣旨

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができるよう、人と人とのつながりを大切にし、お互いに時には助けたり、時には助けられたりする関係やその仕組みをつくり、共に支え合うまちを実現していくことです。

地域においては、一人暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、人々の価値観や生活様式の多様化などに伴い、家庭や地域の中の連帯感や支え合いの力が弱くなってきているところが見受けられます。また、社会からの孤立、虐待、認知症高齢者の増加や孤立死などの問題、周囲からの支援を拒む人への対応など、福祉に求められるニーズは複雑・多様化しており、従来の福祉サービスだけでは解決の難しい問題が増えています。

このような状況にあっては、行政が提供する福祉サービスだけであらゆる問題に対応することはできません。行政はもとより、地域で暮らすすべての人が地域の一員として互いに支え合い、助け合うことが求められます。

このため、本市では、地域住民、地域団体、事業者、NPO・ボランティア団体など、地域で暮らし活動するすべての人々が行政と一体となって地域福祉を推進するため、みんなで共有する指針として、平成 23 年に「北九州市の地域福祉」を策定しました。

「北九州市の地域福祉」の位置付け

「北九州市の地域福祉」は、社会福祉法第 107 条に基づく「地域福祉計画」です。また、市政運営の基本方針である「元気発進！北九州」プランの分野別計画として、本市の地域福祉を推進するための理念や取組みを定めるものです。

「地域福祉計画」は、平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられており、本市においては、地域福祉を実現するために、行政はもとより、地域住民、地域活動団体、社会福祉事業者、社会福祉協議会などが地域において取り組むべき基本的事項を定めています。

一方、高齢者や障害者などに対するサービス、市民の健康維持向上、子どもの健全育成や子育て支援のための具体的な取組みなど、各分野における個別の施策や事業については、それぞれの分野ごとに策定する計画において具体的な内容や整備目標などを定め、推進していくことになります。つまり、個別の施策や事業は各分野の計画において定め、それが実際に展開される地域の基盤づくりを進めるのが、「北九州市の地域福祉」ということとなります。

なお、地域福祉の推進を目的とする団体として、社会福祉協議会が地域で様々な活動を行っています。市と社会福祉協議会が緊密な連携を図り、それぞれの役割をしっかりと果たすことによって、「北九州市の地域福祉」を推進していきます。

【イメージ図】

